



島根県報

平成29年10月13日（金）

号外 第 119 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県手数料条例の一部を改正する条例	（財 政 課）	5
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	9
島根県県税条例の一部を改正する条例	（ ” ）	12
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	（企業局総務課）	15

公布された条例等のあらまし

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

- (1) 旅行業法で定める旅行サービス手配業の登録に係る手数料の新設（別表48の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
旅行サービス手配業の登録を受けようとする者	14,800円

- (2) 不動産特定共同事業法で定める小規模不動産特定共同事業の登録等に係る手数料の新設（別表63の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者	60,000円
イ 小規模不動産特定共同事業の登録の更新を受けようとする者	60,000円

- (3) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る手数料の新設（別表64の6の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
ア 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「賃貸住宅」という。）の登録を受けようとする者	
(ア) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が1戸のもの	6,000円
(イ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	6,500円
(ロ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が5戸以上9戸以下のもの	8,000円
(ハ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が10戸以上19戸以下のもの	9,000円
(ニ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が20戸以上29戸以下のもの	10,000円
(ホ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が30戸以上39戸以下のもの	10,500円
(ヘ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が40戸以上49戸以下のもの	11,000円
(ト) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が50戸以上99戸以下のもの	12,000円
(チ) 登録を受けようとする賃貸住宅の戸数が100戸以上のもの	16,000円
イ 賃貸住宅の変更の登録を受けようとする者（その変更が賃貸住宅の戸数の追加である場合に限る。）	
(ア) 賃貸住宅の戸数の追加に係る変更の登録を受けようとする賃貸住宅の戸数（以下「追加に係る賃貸住宅の戸数」という。）が1戸以上4戸以下のもの	1,000円
(イ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が5戸以上9戸以下のもの	3,000円
(ロ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が10戸以上19戸以下のもの	4,000円
(ハ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が20戸以上29戸以下のもの	5,000円
(ニ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が30戸以上39戸以下のもの	5,500円
(ホ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が40戸以上49戸以下のもの	6,000円

(キ) 追加に係る賃貸住宅の戸数が50戸以上99戸以下のもの	7,000円
(ク) 追加に係る賃貸住宅の戸数が100戸以上のもの	11,000円

- (4) 旅行サービス手配業の登録を受けようとする者が、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行前においても行うことができることとされた当該登録に係る申請を行う場合には、(1)の施行前においても、この条例による改正後の島根県手数料条例の規定の例により手数料を納付しなければならないこととした。

2 施行期日

1の(4)については公布の日から、1の(3)については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から、1の(2)については平成29年12月1日から、1の(1)については平成30年1月4日から施行することとした。

◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

促進区域（主務大臣の同意を得た地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の対象となる区域をいう。）内において、承認地域経済牽引事業計画に従って、主務大臣の確認を受けた事業のための施設のうち総務省令で定めるものを設置した場合には、次に掲げる県税の課税を免除することとした。（第9条関係）

- (1) 当該施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得に対する不動産取得税
- (2) 当該施設の用に供する構築物の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後3年度分の固定資産税

2 施行期日等

公布の日から施行し、基本計画の同意の日以後に施設を設置した場合に適用することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

- (1) (3)に伴う課税地に係る規定の整理（第4条関係）
- (2) 自動車取得税について、納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合においては、現金により納付しなければならないこととした。（第37条関係）
- (3) 自動車税の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により同法に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により同条例に規定する電子情報処理組織を使用して申告書の提出を行う場合において、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を知事から得た納付情報により納付する方法により徴収するものとする事とした。（第49条の2関係）
- (4) 島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正
- (5) その他規定の整理

2 施行期日

平成30年1月1日から施行することとした。ただし、1の(5)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

発電所の最大出力の変更（別表第1関係）

名 称	改正前	改正後
-----	-----	-----

| 隠岐大峯山風力発電所

| 1,800キロワット

| 1,200キロワット

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表48の項に次の 1 号を加える。

(5) 法第23条の規定に基づく旅行サービス 手配業の登録を受けようとする者	14,800円
---	---------

別表63の項を次のように改める。

63 不動産特定共同事業 法関係手数料	(1) 不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可を受けようとする者	80,000円
	(2) 法第41条第 1 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録を受けようとする者	60,000円
	(3) 法第41条第 3 項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新を受けようとする者	60,000円

別表64の 5 の項の次に次の 1 項を加える。

64の 6 住宅 確保要配慮者に対する	(1) 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この項において「法」と	
------------------------	---	--

賃貸住宅の 供給の促進 に関する法 律関係手数 料	いう。) 第 8 条の規定に基づく住宅確保 要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下この項 において「賃貸住宅」という。）の登録 を受けようとする者	
	ア 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 1 戸のもの	6,000円
	イ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 2 戸以上 4 戸以下のもの	6,500円
	ウ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 5 戸以上 9 戸以下のもの	8,000円
	エ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 10 戸以上 19 戸以下のもの	9,000円
	オ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 20 戸以上 29 戸以下のもの	10,000円
	カ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 30 戸以上 39 戸以下のもの	10,500円
	キ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 40 戸以上 49 戸以下のもの	11,000円
	ク 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 50 戸以上 99 戸以下のもの	12,000円
	ケ 登録を受けようとする賃貸住宅の戸 数が 100 戸以上のもの	16,000円
	(2) 法第 12 条の規定に基づく賃貸住宅の変 更の登録を受けようとする者（その変更 が賃貸住宅の戸数の追加である場合に限 る。）	
ア 賃貸住宅の戸数の追加に係る変更の	1,000円	

	登録を受けようとする賃貸住宅の戸数 (以下この号において「追加に係る賃貸住宅の戸数」という。)が1戸以上 4戸以下のもの	
イ	追加に係る賃貸住宅の戸数が5戸以上 9戸以下のもの	3,000円
ウ	追加に係る賃貸住宅の戸数が10戸以上 19戸以下のもの	4,000円
エ	追加に係る賃貸住宅の戸数が20戸以上 29戸以下のもの	5,000円
オ	追加に係る賃貸住宅の戸数が30戸以上 39戸以下のもの	5,500円
カ	追加に係る賃貸住宅の戸数が40戸以上 49戸以下のもの	6,000円
キ	追加に係る賃貸住宅の戸数が50戸以上 99戸以下のもの	7,000円
ク	追加に係る賃貸住宅の戸数が100戸 以上のもの	11,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 次項の規定 公布の日
 - (2) 別表64の5の項の次に1項を加える改正規定 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）の施行の日
 - (3) 別表63の項の改正規定 平成29年12月1日

(4) 別表48の項の改正規定 平成30年 1 月 4 日

(経過措置)

- 2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号。以下「改正法」という。）附則第 4 条の規定により、改正法第 2 条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の登録を受けようとする者が、改正法の施行前においても行うことができることとされた改正法附則第 4 条の規定による申請を行う場合には、前項第 4 号に掲げる改正規定の施行前においても、この条例による改正後の島根県手数料条例別表48の項第 5 号の規定の例により手数料を納付しなければならない。

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（昭和48年島根県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域未来投資促進法」に改める。

第 9 条の見出し中「同意集積区域」を「促進区域」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内において、法人又は個人が、地域未来投資促進法第14条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って、地域未来投資促進法第24条に規定する承認地域経済牽引事業の用に供するため、地域未来投資促進法第 4 条第 6 項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（以下この条において「同意日」という。）から起算して 5 年以内に、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第 2 条に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を設置した場合には、当該法人又は個人に対しては、次の各号に掲げる県税の課税を免除する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第 9 条の規定は、同条に規定する促

進区域内において、同条に規定する法人又は個人が、同条に規定する同意日（以下「同意日」という。）以後に同条に規定する対象施設を設置した場合について適用する。

- 3 同意日からこの条例の施行の日の前日までの間に、前項の規定により新条例第 9 条の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなった者に係る新条例第 13 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号中「いずれか遅い納期の末日）」とあるのは、「いずれか遅い納期の末日）又は特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（平成 29 年島根県条例第 33 号）の施行の日の属する月の翌月の末日のいずれか遅い日」とする。
- 4 この条例による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 9 条に規定する同意集積区域内において、同条に規定する法人又は個人が、同条に規定する事業の用に供するため、平成 29 年 7 月 30 日までに同条に規定する対象施設を設置した場合については、なお従前の例による。
- 5 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）（以下「旧企業立地促進法」という。）第 9 条第 1 項に規定する同意集積区域内において、法人又は個人が、改正法附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する企業立地計画に従って、旧企業立地促進法第 9 条第 1 項に規定する特定事業のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成 29 年総務省令第 55 号）附則第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号）（以下「旧企業立地促進法省令」という。）第 4 条に規定する業種

に属する事業の用に供するため、平成30年3月31日までに、旧企業立地促進法省令第3条に規定する対象施設を設置した場合には、旧条例第9条の例による。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表自動車税の項中「証紙徴収」の次に「又は第49条の 2 の規定による徴収」を加える。

第16条第 1 項及び第 2 項中「及び保険業」を「、保険業及び貿易保険業」に改める。

第19条第 1 項中「第72条の23第 1 項ただし書」を「第72条の23第 2 項」に改め、同条第 2 項中「又は保険業」を「、保険業又は貿易保険業」に改める。

第37条第 2 項中「法第122条第 1 項又は法第123条の規定により自動車取得税額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第 7 条又は第13条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年島根県条例第36号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申告書の提出を行う場合

(2) その他知事が必要と認める場合

第37条に次の 1 項を加える。

3 知事は、前項に該当する場合には、第 1 項の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印しなければならない。

第49条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条中「次条」を「第50条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（自動車税の徴収の方法の特例）

第49条の2 自動車税の納税者が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して次条第1項第1号の規定による申告書の提出を行う場合には、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を地方税法施行規則第9条に規定する方法により徴収するものとする。

第50条第1項第1号中「（昭和26年法律第185号）」を削る。

附則第13項中「（同法第145条において準用する場合を含む。）」を「又は第144条の4第1項若しくは第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第16条第1項及び第2項、第19条第1項及び第2項並びに附則第13項の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第37条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 3 新条例第49条の2の規定は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税について適用し、施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

（島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち島根県県税条例第 4 条第 1 項の表の改正規定中

		証紙徴収による場合は、島根運輸支局の所在地
--	--	-----------------------

を

		証紙徴収又は第49条の2の規定による徴収による場合は、島根運輸支局の所在地
--	--	---------------------------------------

に改める。

第 2 条のうち島根県県税条例第 45 条の次に 3 条を加える改正規定のうち第 45 条の 3 第 2 項中「法第 160 条第 1 項又は法第 161 条の規定により環境性能割額を納付する場合において、知事が必要と認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 7 条又は第 13 条の規定による登録の申請を行い、併せて島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年島根県条例第 36 号）第 3 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の規定による申告書の提出を行う場合
- (2) その他知事が必要と認める場合

第 2 条のうち島根県県税条例第 45 条の次に 3 条を加える改正規定のうち第 45 条の 3 に次の 1 項を加える。

- 3 知事は、前項に該当する場合には、第 1 項の規定による申告書又は修正申告書に納税済印を押印しなければならない。

第 2 条のうち島根県県税条例第 49 条の改正規定の次に次のように加える。

第 49 条の 2 の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「第 9 条」を「第 9 条の 16」に改める。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 10 月 13 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 35 号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

島根県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年島根県条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

隠岐大峯山風力発電所	1,800	を
------------	-------	---

隠岐大峯山風力発電所	1,200	に
------------	-------	---

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。